

役員及び評議員の報酬等の支給の基準

社会福祉法人こひつじ会

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人こひつじ会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、公益社団法人および公益財団法人の認定に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間50万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間50万円以内とする。

3 理事に対する報酬は、別記1「理事及び監事の報酬」に定める額とする。

4 監事に対する報酬は、別記1「理事及び監事の報酬」に定める額とする。

5 個々の評議員の報酬は、別記2「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

(報酬の支給日及び方法)

第6条 役員及び評議員の報酬等及び費用弁償は、必要の都度、現金で支払うものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申出があった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程を持って、社会福祉法第59条に定める報酬等の基準

として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年 4月 1日から施行する。

別記1 理事及び監事の報酬

(1) 理事会出席 : 謝金として一人一律 3,000円

(2) 出張及び監事監査 : 日額15,000円

(適用除外) 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

別記2 評議員の報酬

(1) 評議員会出席 : 謝金として一人一律 3,000円

(2) 出張 : 日額15,000円